

泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第14号

泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程の一部を改正する規程

泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章—第3章（略）	第1章—第3章（略）
第4章 <u>料金、使用料、加入金、手数料等</u> （第18条—第37条）	第4章 <u>料金、使用料、加入金及び手数料</u> （第18条—第36条）
第5章 貯水槽水道（ <u>第38条—第40条</u> ）	第5章 貯水槽水道（ <u>第37条—第39条</u> ）
第6章 雑則（ <u>第41条—第44条</u> ）	第6章 雑則（ <u>第40条—第44条</u> ）
附則	附則
（給水装置工事の申込み）	（給水装置工事の申込み）
第5条（略）	第5条（略）
2 条例第10条第2項の規定により、 <u>工事申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の申込みの際、当該各号に定める書類を提出するものとする。</u>	2 条例第10条第2項の規定により、 <u>前項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。</u>
（1）～（3）（略）	（1）～（3）（略）
3（略）	3（略）
<u>第4章 料金、使用料、加入金、手数料等</u>	<u>第4章 料金、使用料、加入金及び手数料</u>
（集合住宅等の料金の算定）	（集合住宅等の料金の算定）
第26条 前条第3項の場合において親メーターの指示水量が子メーターの指示水量の総和を超えるときは、次に掲げる算式により、その差水量の料金を算定し、家	第26条 前条第3項の場合において親メーターの指示水量が子メーターの指示水量の総和を超えるときは、次に掲げる算式により、その差水量の料金を算定し、家

主、管理人等から徴収する。

(親メーターの指示水量－子メーターの指示水量の総和) × 条例別表第1第2項第4号に規定する料金

(臨時給水の場合の料金の前納等)

第27条 条例第34条第1項の規定により、条例別表第1第2項第3号に規定する臨時用の料金を適用する場合は、申込みの際、次の表に定める前納料金を納付しなければならない。

(略)

2 前項の前納料金は、使用者から給水装置の廃止の届出があったときに、現場確認の上、条例別表第1第2項第3号により算定して精算する。

3～8 (略)

(手数料)

第33条 条例別表第4第2項第4号から第6号までの1件につきとは、原則として、メーター1個について1件とする。ただし、貯水槽水道を設置するものにあつては、親メーターで1件、子メーターごとにそれぞれ1件とする。

2 (略)

(手数料の徴収方法)

第34条 手数料は、納入通知書により徴収する。

(手数料の追徴)

第35条 条例別表第4第2項第4号の設計手数料、同項第5号の設計審査手数料及

主、管理人等から徴収する。

(親メーターの指示水量－子メーターの指示水量の総和) × 条例別表第1第1項第4号に規定する料金

(臨時給水の場合の料金の前納等)

第27条 条例第34条の規定により、条例別表第1第1項第3号に規定する臨時用の料金を適用する場合は、申込みの際、次の表に定める前納料金を納付しなければならない。

(略)

2 前項の前納料金は、使用者から給水装置の廃止の届出があったときに、現場確認の上、条例別表第1第1項第3号により算定して精算する。

3～8 (略)

(手数料)

第33条 条例別表第5第1項第2号から第4号までの1件につきとは、原則として、メーター1個について1件とする。ただし、貯水槽水道を設置するものにあつては、親メーターで1件、子メーターごとにそれぞれ1件とする。

2 条例別表第5第1項第5号の給水中止、給水装置廃止手数料に関し、給水の再開とは、既設の給水装置で使用を中止していたものを再び使用することをいい、給水装置を新設して給水を開始する場合を含まないものとする。

3 (略)

(手数料の徴収方法)

第34条 手数料は、納入通知書により徴収する。ただし、給水中止、給水装置廃止手数料は、料金の徴収と同じ方法で徴収する。

(手数料の追徴)

第35条 条例別表第5第1項第2号の設計手数料、同項第3号の設計審査手数料及

び同項第6号の工事検査手数料が納付された後、工事の変更によりメーターの口径を増すときは、増径後のメーターによる各手数料と既納の各手数料との差額を徴収する。

第36条 (略)

(水道施設の新設等に要する費用の負担)

第37条 条例第43条の2第1項及び第2項に規定する水道施設の新設等に要する費用は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 水道施設の新設等の工事に要する費用

ア 請負工事費

イ 業務委託料

ウ 材料費

エ 間接経費

(2) 水道施設の新設等の工事に付随する費用(以下「その他の費用」という。)

2 前項各号に掲げる費用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 請負工事費は、工事の一部又は全部を請負に付する場合において、当該請負に係る費用の額とする。

(2) 業務委託料は、工事のための業務の一部を委託に付する場合において、当該委託に係る費用の額とする。

(3) 材料費は、企業団の材料を使用する場合において、当該材料に係る費用の額とする。

(4) 間接経費は、前3号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。

(5) その他の費用は、企業長が給水に応じるために要する費用のうち、工事

び同項第4号の工事検査手数料が納付された後、工事の変更によりメーターの口径を増すときは、増径後のメーターによる各手数料と既納の各手数料との差額を徴収する。

第36条 (略)

に要する費用以外の費用の額とする。

3. 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

第 5 章 (略)

第 38 条～第 44 条 (略)

第 5 章 (略)

第 37 条～第 43 条 (略)

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。